平成２４年（フ）第３８７号
千葉県印旛郡栄町安食3574番地　新星荘４
債務者　上村　澄子
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３８８号
千葉県佐倉市大蛇町474番地３
債務者　是永　喬輔（旧姓久本）
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１号
千葉県八街市東吉田612番地10
債務者　妹尾　章子
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１２９号
千葉県木更津市真舟５丁目７番11号　メゾン真舟Ⅱ303号
債務者　栗原　一輝
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第１４１号
千葉県木更津市真里谷173番地２
債務者　松本　友子
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第１４５号
千葉県袖ケ浦市のぞみ野45番地18
債務者　加瀬　伸二
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第１４７号
千葉県袖ケ浦市蔵波2763番地４　県営住宅14棟103号
債務者　柳原　敏子
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第１５２号
千葉県君津市久保３丁目８番13号　302
債務者　一色　邦夫
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第２９２号
岡山県倉敷市昭和２丁目１番22―508号　昭和ビル
債務者　小尻　康二
1　決定年月日時　平成25年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第４５６号
高知県南国市駅前町４丁目４番21号　すずかけ荘１Ａ
債務者　尾原　良文
1　決定年月日時　平成25年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４６１号
高知県南国市駅前町１丁目１番19―106号
債務者　藤岡　一寛
1　決定年月日時　平成25年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４６７号
高知県土佐市宇佐町宇佐2274番地の１
債務者　鳴瀧　　明
1　決定年月日時　平成25年１月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４９４号
鹿児島県鹿児島市下荒田１丁目１番11号　ＺＥＮビル武之橋Ⅱ402号
債務者　林　平八郎
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４９５号
鹿児島県鹿児島市喜入中名町2632番地
債務者　和田みつ子
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第５００号
鹿児島県鹿児島市鴨池１丁目９番８号　スカイラーク鴨池403号
債務者　堀之内裕子
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第５１３号
鹿児島県熊毛郡中種子町野間2181番地
債務者　倉野　美幸
1　決定年月日時　平成25年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１４３号
栃木県足利市五十部町1552番地　五十部西山団地４―55
債務者　田中こずえ
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月22日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部